多様な農業の共存に向けて

国際農業・食料レター

2016年 4 月（No.185）
全国農業協同組合中央会

〈今月の話題〉

米国大統領選の動向とＴＰＰ議会審議への影響について

☆国際農業・食料レターのバックナンバーは、下記
インターネットホームページをご覧ください。

＜「国際農業・食料レター」に関する問い合わせ先：ＪＡ全中 農政部 国際企画課
〒100-6837　東京都千代田区大手町１－３－１　ＪＡビル　☎　03－6665－6071＞
インターネット・ホームページ：http://www.zenchu-ja.or.jp/food/title/foodletter

JAグループ

米国大統領選の動向とＴＰＰ議会審議への影響について

１．はじめに

11月の米大統領選挙に向けて、２月１日のアイオワ党員集会を皮切りに始まった予備選挙・党員集会は、重要州の投票が集中するいわゆるスーパー・チューズデー等を経て、両党における候補が絞られてきた。共和党側では、出馬当初には躍進は難しいとされていた不動産王・トランプ候補が他候補を圧倒し、２位のクルーズ候補（テキサス州選出上院議員）らを大きく引き離して首位を独走している。他方、民主党側では、大本命のクリントン候補が安定した戦いを見せる一方で、サンダース候補（バーモント州選出上院議員）が当初の世論調査での劣勢を覆す追い上げを見せている。トランプ候補･サンダース候補のいずれも､現在の政治･社会への大衆の不満の受け皿となり、支持を拡大している。

これまでの選挙戦では、外交・経済・安全保障・社会保障など幅広いテーマについて討論が行われているが、ＴＰＰについては、激しい批判を展開しているトランプ候補・サンダース候補を筆頭に、現時点においてほぼ全ての候補が反対の立場をとっている。大統領選におけるＴＰＰの取り扱いは、上下両院議会選挙でも一定程度反映されると見られているほか、選挙後に見込まれる米国議会におけるＴＰＰ審議にも一定の影響を与えるのではないかと見られており、その動向に注目が集まっている。

本稿では、中盤に差し掛かった予備選挙・党員集会のこれまでの結果を振り返り、今後の動向を見通すとともに、大統領選が米国におけるＴＰＰの行方にどのような影響を与える可能性があるかについて考察することとしたい。

2．中盤に差し掛かった米国大統領選の動向

(1)　米国大統領選の流れ

まず、本題に入る前に、大統領選全体の流れについて振り返ってみたい。大統領選のプロセスは大きく①候補者選定に向けた民主・共和両党の「党内手続き」と、両党の大統領候補指名者が争う②本選挙（一般選挙）の 2 つに分かれる。

大統領になるためには、まず党（民主・共和各党）を代表する候補者となるための戦いを勝ち抜かなければならない。党を代表する候補者は、一般党員の代表となる「代議員」による、各党全国大会における投票で決定する。これらの代議員を選出するのが、通常 2 月ごろから夏にかけて州ごとに行われる予備選挙や党員集会である[1]。

これらを通じて州ごとに選出された代議員は、7 月の両党全国大会で一堂に会し、各州の予備選・党員集会の結果に基づいて投票を行い、過半数の代議員を獲得した候補者が党の代表として指名されることとなる。現在行われている戦いは、こうした各党党内手続きの一環である。

各党全国大会で指名された候補は、その後一対一の戦いを繰り広げながら、本選挙となる 11月 8 日の一般選挙[2]に臨むことになる。

【図 1 ：米国大統領選の流れ】

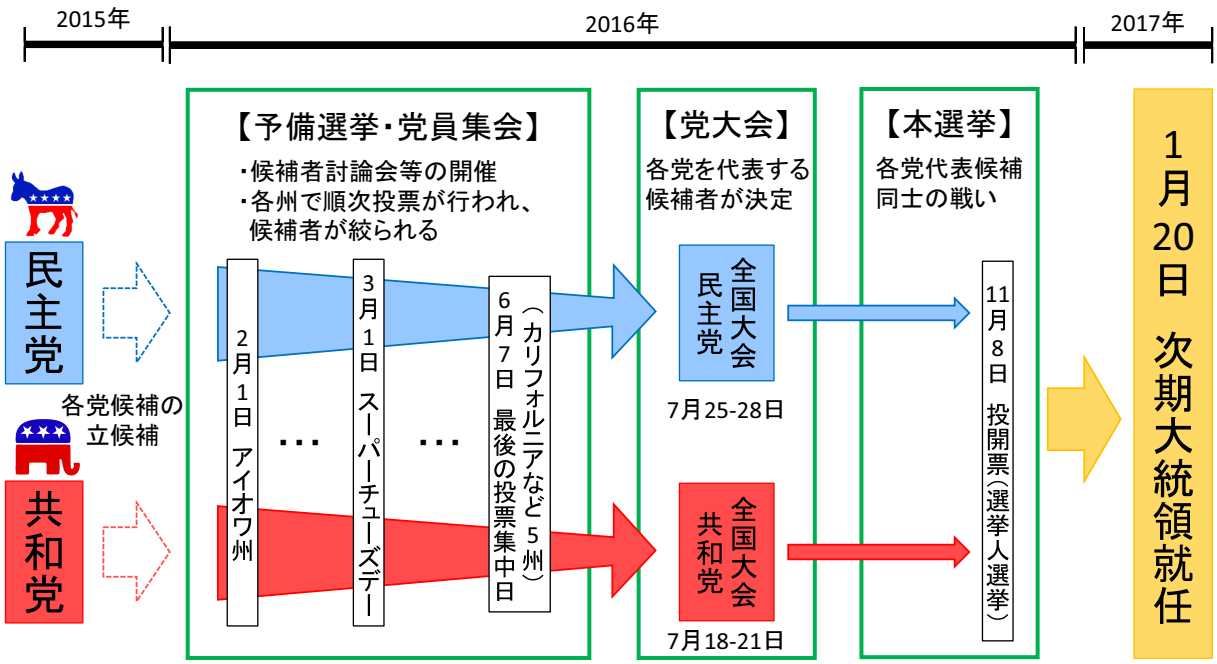

1　とりわけ「スーパー・チューズデー」と呼ばれる 3 月の第一火曜日を中心に、多くの州で同時に投票が実施される日は、以降の趨勢を左右するため重要視されている。

2　一般選挙では、まず有権者が「大統領選挙人」を選出し、選挙人が大統領を選出するという間接選挙の方式がとられている。したがって、選ばれるのはあくまで「選挙人」であるが、各選挙人がどの候補に投票するかは予想できるため、一般選挙の結果が確定した時点で次の大統領が事実上決定する。

⑵　これまでの各州における予備選・党員集会の結果

①　共和党側

共和党側は、初戦となるアイオワ党員集会では十数名もの候補者が名を連ねていたが、これまでの戦いを経て、トランプ候補を筆頭に、クルーズ候補、ケーシック候補（オハイオ州知事）の３名にまで絞られており、当初主流派の本命と見られていたブッシュ候補や若手の有望株と目されていたルビオ候補が撤退を余儀なくされる波乱の展開となっている。

トランプ候補は、ヒスパニックやイスラム教徒等への暴言などにより、当初は「躍進は難しく、いずれ失速するのではないか」とする見方が太宗を占めていたが、米国内の格差が拡大する中での政治・社会体制への不満や、移民に雇用が奪われることへの不安、テロ行為などに対する恐れ等の拡大を背景に、低所得層や白人男性を中心に支持を拡大していると報じられている。同候補が代議員の過半数を獲得できるかどうかは未だ定かではないものの、現時点では他候補を圧倒する独走態勢を築いており、共和党主流派の悩みの種となっている。

他方、第２位のクルーズ候補は上院共和党トップであるマコネル院内総務など主流派を厳しく批判してきた経緯があり、トランプ候補と同様、政治・社会体制への不満の受け皿となり躍進を見せている。なお、唯一の主流派候補であるケーシック候補は、今後の予備選挙・党員集会において全ての代議員を獲得しても全体の過半数に達することはできない計算となっており、実質的にはトランプ候補とクルーズ候補の間での主導権争いになるという見方が一般的となっている。

【図２：共和党候補者の支持率の推移と現在の獲得代議員数（３月25日時点）】

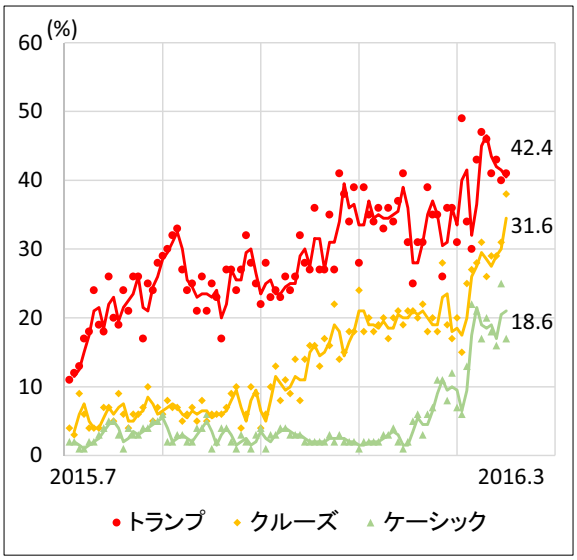

出典：Real Clear Politics
（グラフ上の数字は３月16～22日の間に実施された直近の世論調査の平均）

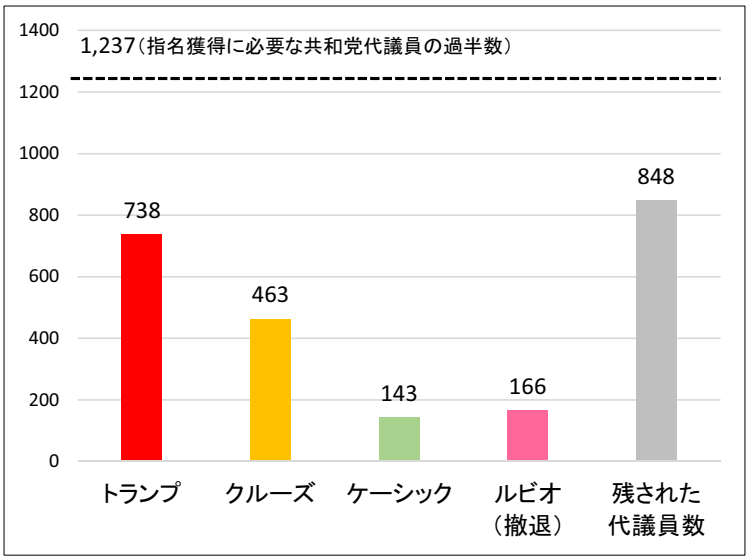

出典：New York Times

②　民主党側

民主党側は、主流派や企業・業界団体等の支援を受け、黒人およびヒスパニックなどのマイノリティからの支持も広く集める[3]クリントン候補が大本命とされているが、同候補を金融業界や富裕層の代弁者と批判するとともに、最低賃金の引き上げや公立大学の無償化、国民皆保険制度の確立等を打ち出したサンダース候補が、ブルーカラーの白人男性を中心に、現状に不満を持つ低・中所得層や若年層の間で急速に支持を拡大している。サンダース候補は、昨年５月26日の立候補時には10％弱の支持率に止まり、クリントン候補に約50ポイントもの差を付けられていた。しかしながら徐々に支持を拡大し、ニューハンプシャー州予備選挙でクリントン候補を大差で破ったことを皮切りに、スーパー・チューズデーでも11州のうち４州で勝利を手にする結果を収めたほか、３月末までに投票が実施された32州全体では14勝18敗とクリントン候補に肉薄する結果を残している。

しかしながら、代議員数の規模が大きい州の多くでクリントン候補に及ばなかったこと、特別代議員[4]のほとんどがクリントン候補支持に回っていることなどから、獲得代議員数では両候補の間に大差がついている形となっている。

【図３：民主党候補者の支持率の推移と現在の獲得代議員数（３月25日時点）】

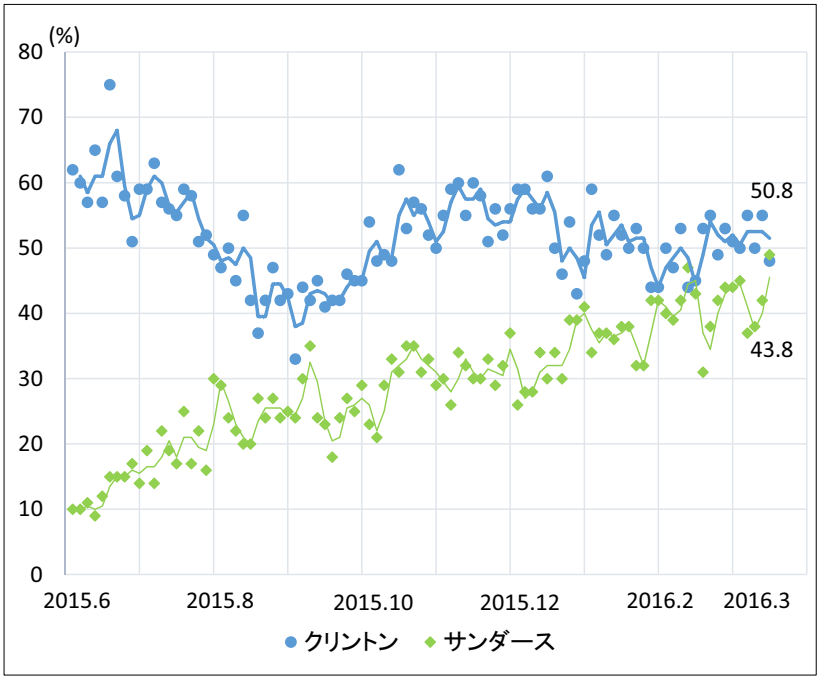

出典：Real Clear Politics
（グラフ上の数字は３月16～22日の間に実施された直近の世論調査の平均）

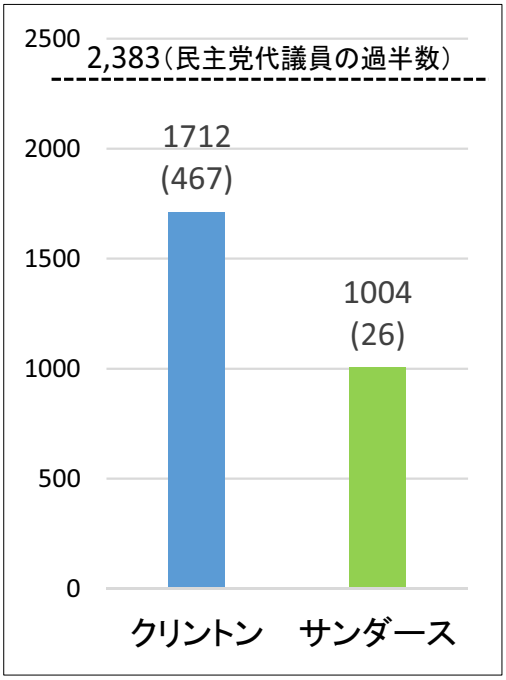

出典：New York Times。カッコ内は特別代議員数。

3　１月４～10日に実施されたＮＢＣの世論調査によれば、クリントン候補とサンダース候補の支持率は、アフリカ系アメリカ人ではそれぞれ63％、20％、ヒスパニックでは54％、33％となっており、いずれにおいてもクリントン候補が大きくリードしている。

4　民主党全国大会において投票権を持つ、一般の代議員とは別枠の代議員であって、現職の民主党の上下両院議員や州知事、党組織幹部等から構成される。一般の代議員は、基本的に投票先が予備選挙・党員集会の結果に拘束されるのに対し、特別代議員は自由に投票先を決めることができる。

⑶　今後の見通し

①　世論調査を踏まえれば両党とも現在の順位のまま推移することが想定

両党各候補の獲得代議員数を確認したところで、今後の見通しについて考えてみたい。まず、直近の全国世論調査における各候補の支持率平均を見ると、概ね現在までの獲得代議員数による順位を反映する傾向となっている（図４）。

共和党側では、これらの州において勝者総取り方式[5]を採用しているケースが多いなどの要素もあり、必ずしもこの数字に従って代議員数が配分されるとは言えないものの、全体的な傾向からは、大きなリードを有するトランプ候補の首位がひっくり返るような波乱が起きる可能性は現時点では想定しにくい[6]。また、形勢を大きく左右する大票田となる州での傾向も同様となっていることも、その見通しを強めるものと言える（表１）。

他方、民主党側では、得票率に従って代議員が配分されるため、代議員の獲得数は支持率を反映することになるが、世論調査の結果を踏まえれば、大票田州や特別代議員における支持が逆転するなどの大きな情勢変化がない限り、現時点ではクリントン候補優位の展開が継続することが見込まれる。

【図４：直近の全国世論調査における両党候補の支持率平均】

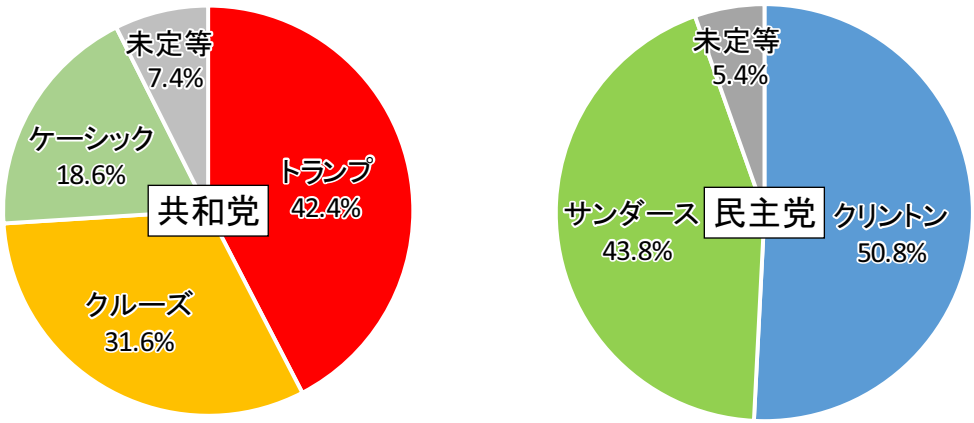

出典：Real Clear Politics（両党ともに３月16～22日の間に実施された直近の世論調査の平均）

【表１：今後投票が行われる主な大票田州における両党候補の支持率平均】

州（投票日）		ニューヨーク（4/19）	ペンシルバニア（4/26）	カリフォルニア（6/7）
代議員数		共：95、民：291	共：71、民：210	共：172、民：546
共和党	トランプ	**53.0**	**34.5**	**34.3**
	クルーズ	13.0	18.5	26.0
	ケーシック	14.3	20.0	15.8
民主党	クリントン	**63.0**	**55.0**	**47.5**
	サンダース	28.5	27.5	38.5

出典：Real Clear Politics（ニューヨークは２月28日～３月24日、ペンシルバニアは３月１～20日、カリフォルニアは３月６～23日の間にそれぞれ実施された世論調査の平均）

5　得票率を反映して代議員数が配分されるのではなく、首位の候補が全ての代議員を獲得する仕組み。共和党は多くの州でこの方式を採用している。一方、首位の候補が全てではなく大半の代議員を獲得する州もあるなど、選挙制度は州ごとに異なっている。

6　共和党における今後の候補者指名プロセスの見通しについては、巻末参考資料参照。

②　現実味を増すトランプ対クリントンの構図と民主党の不安要素

こうした状況のなか、クリントン候補の陣営は指名後を見据えてトランプ候補との一騎打ちに向けた準備を始めているとの報道もある。トランプ候補が共和党の指名者に、クリントン候補が民主党の指名者になったと仮定した世論調査では、トランプ候補が勢いに乗っている中での直近のものも含め、ほとんどにおいてクリントン候補がトランプ候補を上回っている（図５）。不特定多数を対象とした直近の世論調査におけるトランプ候補に対する信任率・不信任率の平均は、信任30.4%・不信任63.2%（32.8ポイント差）となっており、拒否反応を示す有権者の割合が極めて高いことも、その理由の一つであると考えられる。他方、クリントン候補では、信任40.7%・不信任53.9%（13.2ポイント差）であり、トランプ候補との比較という点では有利な立場にあると言える。これらから、トランプ候補が躍進すればするほど、民主党にとっては好ましい状況になると言えよう。

【図５：トランプ対クリントン戦の場合の支持率と両候補の信任・不信任率】

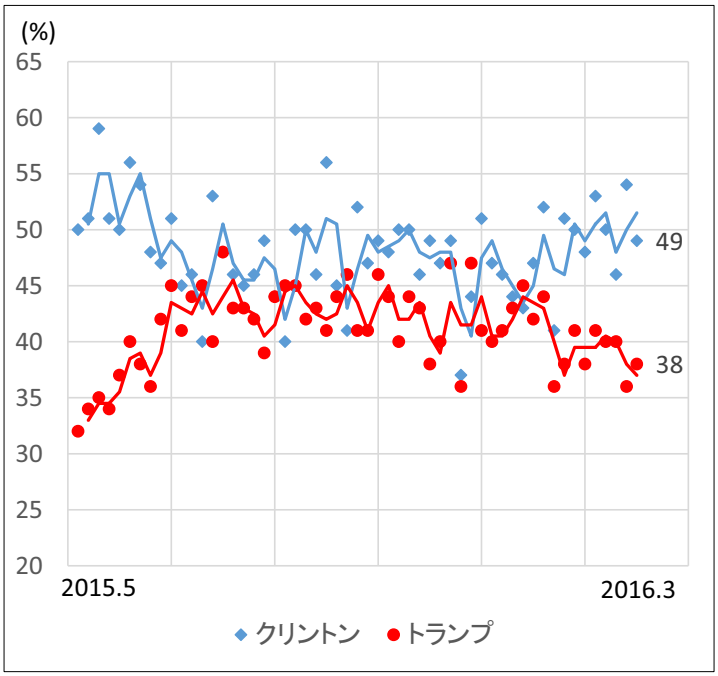

出典：Real Clear Politics

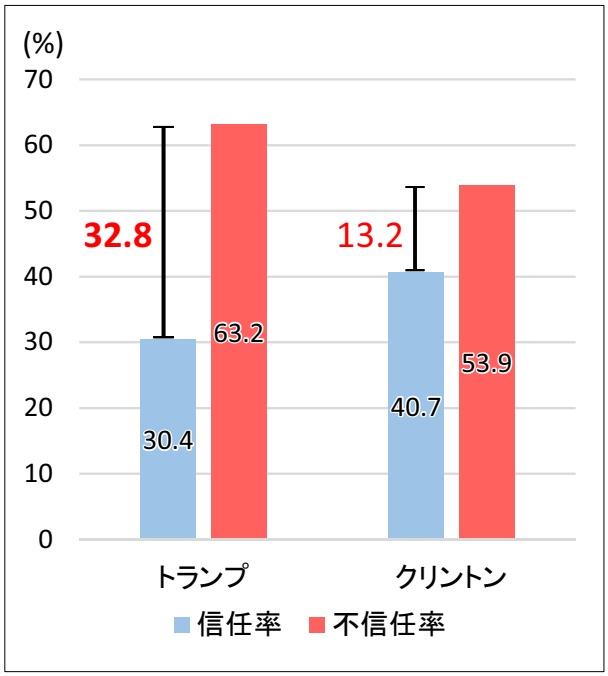

出典：Real Clear Politics
（16年２月26日～３月22日実施世論調査平均）

しかしながら、クリントン候補は、Ｅメール問題[7]を巡り、米国連邦捜査局（ＦＢＩ）の捜査の真っただ中にいるという爆弾を抱えていることにも留意する必要がある。この問題については、民主党側では、サンダース候補が「Ｅメール問題に関する追及はもう結構だ。米国が直面する本当の課題について議論しようではないか」と述べて争点とはしないことを表明した[8]ことから、民主党の予備選挙・党員集会ではやり玉には上がっていないが、起訴される可能性はゼロではなく、共和党にとっては格好のターゲットであると言える。現にトランプ候補は、以前から同問題を引き合いに「クリントン候補は立候補が許されるべきではない」と主張していることから、一般選挙で厳しい追及を受けることは必至であり、万が一指名後に起訴され、撤退を強いられるような状況になれば、「風」が一気に共和党側に吹くことになりかねない。

7　オバマ政権国務長官時代に、私用のメールアカウント・サーバーを政府機密情報等のやり取りに使用していた問題。

8　11月の民主党討論会における発言。この背景には、Ｅメール問題を追及すれば、党内プロセスでサンダース候補を利する可能性はある一方、民主党の大本命であるクリントン候補の評判を傷つけ、民主党全体としてはマイナスとなるとの考えがあるのではないかとの見方があるほか、サンダース候補が勝利できるかどうかが不確かであるなかで、スキャンダルに付け込んでクリントン候補を追い落とそうとするよりも、予備選挙・党員集会で善戦することで、同候補の政策に影響を及ぼすことを狙っているとの見方などがある。

３．ＴＰＰに関する各大統領候補の立場と議会審議への影響

⑴　ほとんどの大統領候補は自由貿易に批判的な立場

活発化する選挙戦の中で、ＴＰＰも有権者の関心が高い政策課題の一つとして取り上げられてきているが、各候補の発言を見ると、ケーシック候補を除いた全員がＴＰＰ反対の立場を明確にしている（表２）。この背景としては、米国内の格差が拡大する中、NAFTA等の貿易自由化に伴う製造業等での失業や雇用環境の悪化など、自由貿易の負の側面に対する懸念が広がっている[9]ことも一因と報じられており、それらの不満や怒りを代弁するトランプ・サンダース両候補がともに躍進を見せている原動力の一つとなっている[10]。なお、緒戦ではＴＰＰに賛意を示していた候補も一定程度存在していたものの、ほとんどが有権者の支持を集められず選挙戦から撤退する結果となっている。

【表２：ＴＰＰに対する両党大統領候補の立場】

共和党	トランプ	➢ ＴＰＰは我が国にとって最悪の協定である（16年３月）
	クルーズ	➢ 私はＴＰＰに反対であるし、常に反対の立場をとってきた（16年３月）
	ケーシック	➢ ＴＰＰは経済協定であるだけではなく、対中国の戦略的協定でもあり、我々にとって極めて重要（15年10月）
民主党	クリントン	➢ 私の設定した高い水準を満たすと思えない。現在把握している限りでは（内容は）望ましくない（15年10月） ➢ 中国製の部品を含む車を輸入することを許すような（ＴＰＰの）原産地規則を認める訳にはいかない。これは私がＴＰＰ協定に反対する理由の一つだ（16年３月）
	サンダース	➢ ＴＰＰは再交渉するようなものではない。雇用を消失させる自由貿易協定は潰す必要がある（16年３月）

このように自由貿易に批判的な主張が広がりを見せる中、国務長官時代にＴＰＰを「ゴールド・スタンダード」と称して推進した経歴を持つクリントン候補は、昨年10月にＴＰＰの協定内容は「現在把握している限りでは望ましくない」という「条件付き反対」の立場に転換し、さらに本年３月に米国の自動車産業の中心地であるミシガン州予備選にて大差を逆転されサンダース候補に敗北した直後、自動車の原産地規則が問題と指摘して反対姿勢を明確にした。この動きは、サンダース候補の台頭を受け反ＴＰＰに偏らざるを得なくなっている状況を示唆するものであり、サンダース候補が躍進すればするほど、クリントン候補の姿勢はＴＰＰ反対の方向に引っ張られ、軌道修正が難しくなると見られている。

9　「米国の雇用を守るために輸入品を規制する貿易政策を導入すべき：65％」（３月19～22日ブルームバーグ社）、「国内産業を守るためには貿易制限が必要：61％」（３月17～20日CBS/ニューヨークタイムズ）、「NAFTAは米国経済にとって悪い協定であった：44％、良い協定であった29％」（３月19～22日ブルームバーグ社）

10　両候補は「我が国の酷い運営ぶりに憤慨している」（トランプ候補）、「私も米国国民も現状に怒っている」（サンダース候補）などと現状への怒りを吐露しているほか、貿易政策についても「必要なのは公平な貿易であって自由貿易ではない」（トランプ候補）、「米国の労働者にとって公平な貿易政策が必要」（サンダース候補）などと共通する主張を展開。

⑵　議会におけるＴＰＰ審議への影響

上記のように、大統領選においてＴＰＰに反対する候補が躍進し、それに伴い自由貿易に対する批判的な世論が広がりを見せる中、11月に上下両院選挙を控える議会においても選挙前にＴＰＰを取り上げようとする機運は高まっておらず、両院の共和党指導部は選挙前の審議に否定的な従来の立場を崩していない（表３）。

とりわけ上院（定数100）では、11月に改選となる34議席のうち24議席が共和党の現有議席であることから、共和党が民主党に比べて不利な状況に立たされており、マコネル上院共和党院内総務はレームダック期間における審議についても疑問を投げかけている。上院共和党の現有議席数は54であり、たった４議席の敗北で多数党の地位から転落することになるが、改選議席のうち自由貿易に懐疑的な有権者が多いオハイオ州を含む５～６議席程度が厳しい闘いを強いられていることも、選挙前にＴＰＰを取り上げないという共和党幹部の姿勢の一層の硬化に繋がっているものと見られている。

【表３：ＴＰＰの審議時期に関する両院共和党指導部の発言】

【マコネル上院共和党院内総務】（２月３日）

- 11月の選挙前にＴＰＰを審議すべきでないし、貿易のような議論の多い課題について選挙後に採決するのは有権者に対してフェアではない。

【ライアン下院議長】（２月14日）

- 対処しなければならない課題があり、現時点ではＴＰＰへの賛成票が議会にあるようには見えない。本会議で今日採決されたとしたら、可決されないだろう。

こうした政治状況が継続し、ＴＰＰの議会承認が選挙前に行われない場合、批准手続きは選挙後のレームダック議会または次期大統領就任後のいずれかになるが、どちらとなるかは大統領選・両院議会選挙の結果によって大きく左右されることとなると見られている。

具体的には、レームダック議会で批准を追求する場合は、ＴＰＰに反対する大統領候補が当選し、同じく批判的な姿勢をとる議員が多く当選した直後という厳しい環境の中での審議となる可能性が高い。大統領候補および上下両院議員候補の立場が選挙後に修正される可能性は排除できないものの、そのためには選挙前の主張を修正する大義名分が必要で、政治的な困難が伴う審議となることが想定される。

他方で、トランプ候補が大統領に選出された場合はもちろんのこと、クリントン候補をはじめとする他の有力候補もＴＰＰに反対していることを踏まえれば、次期政権で速やかに批准が行われるとは考えにくい。

４．おわりに

米国においては、日米関係の地政学的重要性や今後の国際社会における米国の指導力の堅持という大局的観点から、米国は最終的にはＴＰＰに批准するとの見方が依然として一般的となっており、オバマ政権は、引き続きＴＰＰの早期批准を目指す姿勢を堅持している。

ただし、大統領選におけるトランプ候補とサンダース候補の躍進とともに、世論の多数派も反自由貿易に傾きつつあるなかで、上下両院議会選挙においてもＴＰＰや自由貿易全般に否定的な立場をとる議員が拡大する可能性が出てきた点には留意する必要があり、日程的な制約も大きい[11]選挙後のレームダック議会においても、次期政権においても、ＴＰＰの批准に向けた道筋は紆余曲折が見込まれる。少なくとも、現在のような論調の選挙戦の後にＴＰＰ批准を進めようとするならば、選挙前の主張を修正する方針転換が必要となることから、それをどのように正当化するのかが焦点となる。

今後の展開としては、３つの分野における米国議会の懸念[12]への対処が方針転換の一つの理由となり得るとの見方があるほか、民主党候補が大統領に選出されるか、上下両院のいずれかを民主党が制した場合などには、共和党側にレームダック議会中のＴＰＰ批准に向けた機運が生まれるとの見方もあるが、いずれにしても、選挙後に議会が柔軟性を示し得る余地が残るのかどうかも含め、今後の動向は選挙結果に大きく影響を受けると想定されることから、大統領・両院議会選挙の動向を十分に注視していく必要がある。

なお、ＴＰＰに関する議会の懸念を踏まえれば、ＴＰＰ実施法案の審議にあたっては、「ＴＰＡ法に規定された最大審議日数（下院60日、上院30日）を十分に活用し、慎重に審議すべき」などの声があがることが予想され、過去のＦＴＡの議会承認の際に行われた迅速な審議が期待できない可能性がある[13]。そのため、開会日が限られているレームダック議会においてＴＰＰを確実に採決に付すことを目指す場合、同期間内に審議期限を迎えるように、オバマ大統領は選挙前にＴＰＰ協定実施法案（原案）を議会に提出する必要がある。したがって、どのような内容の実施法案（原案）が、いつ頃提出されるのかについても、今後の行方を見極めるポイントの一つになっていくのではないかと思われる。

11　レームダック議会は一般的に11月中旬から１月上旬の短期間であるが、クリスマス前後の長期休暇を挟むことに加え、上院での最高裁判事の任命案件をめぐる両党の対立や、予算等をめぐる下院での対立など、選挙後まで持ち越されかねない課題が山積している。両党の対立が選挙前後まで続いた場合、選挙後のレームダック議会にしわ寄せが来ることとなり、ＴＰＰ関連の審議に充てられる時間は自ずと短くなる。なお、ＴＰＡ法の規定も含む詳細については、本レター 2016年２月号（№184）を参照。

12　巻末参考資料を参照。

13　米国が締結したＦＴＡ実施法案の審議日数は平均16暦日。

【参考：共和党の決選投票の可能性と候補集約化の動き】

今後の共和党候補者の指名に向けたプロセスにおいては、現在最も指名に近いトランプ候補が、代議員の過半数である1,237票を獲得できるかどうかが争点とされている。なぜならば、トランプ候補が過半数を獲得した場合は、共和党全国大会の第一回投票（予備選挙・党員集会における獲得代議員数が反映される）においてトランプ候補が順当に指名を受けることとなる一方、いずれの候補も過半数を獲得できなかった場合は、特定候補が過半数を獲得するまで繰り返し投票を行う決選投票に持ち込まれることになり、他候補が指名を獲得する道が開けるからである（図６）[14]。

【図６：指名の獲得と決選投票】

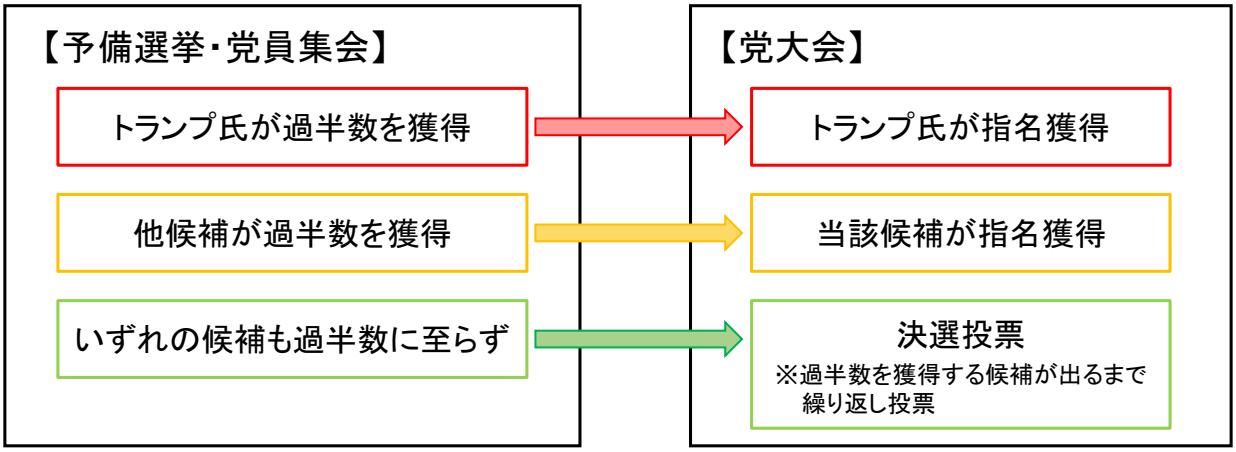

決選投票では、州によって採用する規則は異なるものの、２～３回目以降の投票からは予備選挙･党員集会の結果に関わらず自由に投票することが可能となるとされている。報道では、共和党主流派は、度重なる暴言に加え、米国人口の約17%[15]を占めるヒスパニックを痛烈に批判しているトランプ候補を担ぐことは、大統領選挙のみならず、上下両院選挙を戦う上でも足枷となるとの考えのもと、三つ巴の選挙戦を通じてトランプ候補の過半数獲得を防ぐことで決選投票に持ち込み、トランプ候補以外[16]に票を集約するなどし、同候補の指名を回避する方策を模索していると報じられている。

14　なお、自力では過半数獲得が不可能となっているケーシック候補が撤退した場合には、トランプ候補とクルーズ候補の二者択一となり、いずれかが第一回投票で過半数を獲得し、決選投票に至らないことが見込まれるが、ケーシック候補は３月24日、「共和党全国大会までに過半数の代議員を獲得する候補者は出ないだろう。実績を見て、誰が本当に大統領の職が務まるかを考えれば、全国大会（における決選投票）では私が選ばれると考えている。私が撤退すれば、トランプ候補が選出されることとなる」と述べ、現時点では撤退の可能性を強く否定している。

15　2014年７月１日付の米国統計局データより。

16　一部報道においては、共和党全国大会における決選投票になった場合に、トランプ候補、クルーズ候補、ケーシック候補以外の選択肢となる新たな候補を立てる案についても囁かれている。

こうした動きに呼応するように、トランプ候補を追うクルーズ候補は、3月15日のルビオ候補の撤退を受けて「わが陣営はルビオ候補の支援者を温かい心で迎え入れたい」[17]と述べたほか、3月21日には、「ケーシック候補が我々のチームに加わってくれるとしたら大いに歓迎」などと発言し、自身への代議員の集約に向けた働き掛けを開始しつつある。

共和党主流派の中には、これまで対立してきたクルーズ候補を支援することへの抵抗感が根強く存在しているものの、トランプ候補の指名回避という大義のもと、最終的にはクルーズ候補を支持する選択肢を取ることもやむを得ないとの考えが広がっていると報じられている。実際、主流派の一角を担いつつ選挙戦から撤退したジェブ・ブッシュ元候補をはじめ、支持を表明する共和党有力者[18]も増えつつあり、今後の主流派の動向を注視していく必要がある。

17　撤退表明までにルビオ元候補は166の代議員を獲得しており、同氏の態度がそれらの代議員の動向にも影響を与えることから、最終的にどの候補への支持を表明するのかが注目されている。

18　ブッシュ元候補の他、2012年大統領選での指名候補であったロムニー元マサチューセッツ州知事、今後の予備選における重要州の一つであるウィスコンシン州のウォーカー知事らが、相次いでクルーズ候補を支持する意向を表明するに至っている。

【参考：業界団体・議会が「未解決の課題」とする主な論点と現在の状況】

論　　点	ＴＰＰ協定における規定内容と業界・議会の反応
バイオ医薬品のデータ保護期間	➢ ＴＰＰ協定においては、バイオ医薬品の安全性及び有効性に関する臨床試験データ等の取り扱いについて、以下の２つの選択肢から選ぶことが可能となっている（第18章第18･51条1項）。 ①　最初の販売承認の日から少なくとも８年間は、試験データを提出した者の承諾を得ないで、第三者がそのデータに基づき同一または類似の製品を販売することを認めてはならない。 ②　少なくとも５年間は同様の措置をとったうえで、その他の措置をとることにより、市場において①と同等の保護効果をもたらすこと。市場の環境も効果的な市場の保護に寄与することを認めること。 ⇒ 医薬品業界は米国国内同様の12年の保護期間を求めて反対しているほか、米国議会幹部は、保護期間が明確でない曖昧な合意と批判。 ⇒ ハッチ上院財政委員長（共）は３月15日、バイオ医薬品等にかかる懸念への対応がなされることを前提に、「レームダック議会で取り上げることに異論はない」との考えを示しているが、具体的な課題解決の道筋は未だ不透明。 ※ なお、具体的な解決策としては、規定における「その他の措置」や「市場の環境」などの文言が実際に何を意味するのかを明確化する方向などが考えられるとの見方が示されている。
ＩＳＤ条項にかかるタバコ規制の取り扱い	➢ ＴＰＰ加盟国は、自国によるタバコの規制のための措置[19]について、各国の選択によりＩＳＤ条項の対象外にできることとなっている（第29章第29･5条）。 ⇒ タバコ業界およびタバコ生産州選出議員は、タバコのような特定の農産物を差別的に除外することを批判し、将来の通商交渉における悪しき前例を作ることになるなどと主張し反対。 ⇒ タバコ主産地選出の下院歳入委員会ホールディング議員（共・ノースカロライナ州）は３月21日、「袋小路を脱する解決策は全く示されていない」と述べ、政権は課題を解決するか、さもなければ失われるタバコ関連議員の賛成票を埋め合わせる票を確保する必要があると強調。
金融分野のデータの取り扱いに関する規定	➢ ＴＰＰ加盟国は、企業等が自国の領域内で事業を行うための条件として、領域内にデータサーバーなどを設けること等を強制してはならない等[20]と規定（第14章第14･13条2項）。 ➢ しかし、金融機関は当該規定の対象外となっており、各国はＴＰＰ締約国の金融機関に対し、データサーバー等を当該国の領域内に置くことを強制することが可能。 ⇒ 金融業界および議会は自由なビジネス展開を妨げるなどとして批判。 ⇒ ルー財務長官は３月16日、懸念解決に向けた方法の検討に取り組んでいると発言したが、具体的な内容には言及していない。

19 「タバコ規制」の定義については、「タバコ製品の生産若しくは消費、流通、ラベル、包装、宣伝、マーケティング、販売促進、販売、購入又は使用に関するもの及び検査、記録、報告の要求等の取締措置」とされ、極めて幅広い規定となっている。

20 ＴＰＰ協定では、「いずれの締約国も、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない」と規定されているが、同規定の対象者には、「締約国の金融機関又は国境を越えて金融サービスを提供する締約国のサービス提供者を含まない」とされ、金融機関に限っては対象外とされている。